

税務住民課 (有)2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和8年度は資格確認書・資格情報のお知らせをお届けします。

現在お使いの資格確認書は、**令和8年7月31日をもって有効期限をむかえます。**
令和8年8月1日からは、マイナ保険証または、7月にお送りする資格確認書(薄緑色(うすみどり色))をお使いください。
なお、現在お持ちの資格確認書(薄橙色(うすだいい色))は、多賀町役場へ8月以降に返却いただくか、ご自身で細かく裁断するなどして処分してください。

令和8年度は、**85歳以上の方には一律で資格確認書、85歳未満の方でマイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方に対しては資格情報のお知らせを交付します。**

※詳細は、以下のとおり。

資格確認書の対象者

- 85歳以上の被保険者
- 85歳未満の被保険者であり、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされていない方

上記の方は申請する必要なく資格確認書が届きます。

上記以外の方で、次のいずれかに当てはまる方は市町で申請することで資格確認書が交付されます。
必要な方はご申請ください。

- マイナ保険証を保有しているが、マイナ保険証での受診が困難等の理由のある方(要配慮者)
- マイナンバーカードを更新中、または紛失・破損し一時的に使用出来ない方
- DV被害者等支援措置の対象となっている方

資格情報のお知らせの対象者

- 85歳未満の被保険者であり、マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方(要配慮の登録をされた方等を除く)

令和8年度の**保険料の額を7月**にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和8年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を、**7月に郵便**でお送りします。令和8年度から従来の保険料(医療分)に加えて、子ども子育て支援金分の保険料をご負担いただきます。

- 保険料の計算のもとになるのは
令和8年度の保険料は、令和7年中の所得にもとづいて計算されます。
- 保険料の支払方法は
通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額が公的年金から引き落とされます。
「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただくことになります。

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

令和8・9年度の 後期高齢者医療制度の保険料率をお知らせします。

令和8年4月1日から保険料率を改定します。
●令和8・9年度の保険料率(年額)

	現 行	令和8年度から新設		
区 分	医療分のみ	医療分	子ども・子育て支援金分【注3】	合 計
所得割率	9.56%	10.13%	0.25%	10.38%
均等割額	48,604円	55,380円	1,340円	56,720円
上限額	80万円	85万円	2.1万円	87.1万円

所得割額 = (総所得金額等【注1】－ 43万円【注2】) × 所得割率

注1 総所得金額等とは、前年中の総所得金額、山林所得、分離課税の土地・建物・株式等の譲渡所得金額等の合計をいいます。
注2 合計所得金額が2,400万円以下の場合
注3 子ども・子育て支援金分については、令和8年度の所得割率・均等割額・上限額となります。
令和9年度分は令和8年度中に決定予定。

- 令和8年度の均等割額が軽減される場合
世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます。
※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。
 - 均等割額が7割軽減される方(令和8・9年度の医療費分のみ7.2割軽減が適用されます)
被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数(※)-1)
 - 均等割額が5割軽減される方
被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数(※)-1)
 - 均等割額が2割軽減される方
被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数(※)-1)
- ※年金・給与所得者の数は、令和7年中の公的年金等収入額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方。または、給与収入が55万円を超える方が該当します。

おひとりごとの新しい保険料の額は、令和8年7月に郵便でお知らせします。

広域連合のwebサイトで保険料額の試算ができます。
広域連合webサイトトップページ： <https://www.shigakouiki.jp/>

詳しくは、多賀町役場税務住民課または
滋賀県後期高齢者医療広域連合 (電)077-522-3013
(住所) 〒520-0044 大津市京町四丁目3-28まで